

令和7年度介護に関する入門的研修事業実施業務委託仕様書

1 委託業務の目的

介護未経験者等が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に関わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるよう研修を実施する。これにより介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護業務に関わる上での不安を払拭し、多様な人材の参入促進を図る。

2 委託業務について

(1) 概要

「介護に関する入門的研修の実施について（平成30年3月30日付け社援基発0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）（以下「通知」と言う。）」に定める、介護に関する入門的研修を実施する。

研修は集合研修及びオンライン（非リアルタイム動画配信）の両方で実施する。

受託者は研修の企画、広報周知及び運営等、研修実施に係る一切の業務を行うこととし、県はこれを支援するものとする。

(2) 業務内容

- ①研修の周知
- ②研修会場の確保（集合研修）
- ③受講希望者の受付
- ④研修資料の準備・作成
- ⑤研修の実施
- ⑥研修修了者の県への報告
- ⑦その他、研修の運営に係る業務

(3) 業務詳細（共通）

①対象者

宮崎県内に在住する介護未経験者（企業等で定年退職を予定している者、中高年齢者、子育てが一段落した者、地域住民、学生等）及び介護分野に就労している無資格者

②受講料

無料とする。

③その他

- ・広く研修の周知を行い、インターネットをはじめ、電話、FAX、郵便等により、受講希望者の受け付けを行うこと。
- ・研修は基礎講座（3時間）のみの受講も可能とすること。
- ・上位研修（介護職員初任者研修・実務者研修）に関する説明資料を作成・配布するなど、受講促進の方法を提案すること。
- ・「みやざき・ひなたの介護」チャンネル（Y o u t u b e）及びチャンネルの動画を受講者へ周知する等により、介護の魅力を伝達する機会を増やすよう努めること。
- ・研修終了後に受講者へアンケートを実施して、集計結果を提出すること。なお、アンケートの内容は、委託者と協議の上、決定すること。
- ・研修修了者には県が修了証を発行するため、各研修終了後10日以内に、修了者名簿を県へ提出すること。また、県が交付する修了証を修了者に配布すること。（郵送可）

(4) 業務詳細（集合研修）

①実施回数

県内の7圏域（宮崎東諸県／日南串間／都城北諸県／西諸県／西都児湯／日向入郷／延岡・西臼杵）で1回ずつ実施すること。

②実施日程

通知に定める21時間の研修を4日間で実施することを標準とする。

委託契約の締結後速やかに開始し、令和8年2月まで実施すること。

③その他

1会場あたりの定員は20名程度、最小催行人数は5名を原則とすること。

(5) 業務詳細（オンライン研修）

①実施日程

委託契約の締結後速やかに開始し、令和8年2月まで実施すること。

②実施方法

受講者は動画配信（非リアルタイム）及びテキストにより学習し、受託者が作成する試験に合格することで修了したものとみなす。

試験の内容は介護職員初任者研修・実務者研修の内容を参考に、適切な難易度を設定して作成し、事前に委託者に提出すること。

(6) 業務詳細（介護分野等への就労へ向けた支援）

- ・就労等ガイダンス希望者に対し、福祉人材センターと調整の上、1時間程度のガイダンスを実施すること。
- ・「福祉の職場体験学習」（福祉人材センター）や高齢者向けの「介護の担い手体験事業」（長寿社会推進センター）、ハローワークが不定期で開催する「介護の職場見学会」等の就労関連情報を収集し、介護職への就労を検討・希望している方へ情報提供すること。
- ・介護の資格届出制度による福祉人材センターへの届出が可能である旨を修了者へ周知すること。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 留意事項

- (1) 委託業務の遂行に関し、業務責任者を定めることとし、業務遂行体制を明らかにすること。
- (2) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書及び介護に関する入門的研修実施要綱（令和元年6月1日宮崎県長寿介護課定め）に定めのない事項については、県と協議を行うこと。

5 その他

2(2)業務内容⑤記載の業務の実施において必要がある場合は、情報資産を外部へ持ち出すことができる。当該業務以外で情報資産を外部へ持ち出す場合は、業務委託契約書第15条の規定に基づき、県の許可を得ること。

以上